

青森県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者並びに児童発達支援センターを除く指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う指導について基本的事項を定め、もって自立支援給付に係る障害福祉サービス等及び障害児通所給付に係る障害児通所支援事業（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）の質の確保並びに自立支援給付及び障害児通所給付（以下「自立支援給付等」という。）の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導の方針

指導は、指定障害福祉サービス事業者等に対し、法令等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第3 指導の実施

1 指導の実施に当たっては、毎年度、実施時期、指導班の編成等を含む指導実施計画を別に作成し実施する。

2 指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ文書により通知する。

3 指導は、実地指導及び集団指導の形態により行う。

（1）実地指導

実地指導は、指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

（2）集団指導

集団指導は、指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

第4 指導結果の処理

1 指導の結果については、指定障害福祉サービス事業者等に対して、後日文書により通知する。

2 前項に規定する通知について、是正又は改善の結果の報告を要する指摘事項があるときは、当該指定福祉サービス事業者等から改善報告書を求める。

3 指導の結果、自立支援給付対象サービス等の取扱い又は自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項に関し不当な事実を確認したときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し自主点検させ、その結果を報告させる。

また、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

第5 指導従事職員の心得

指導の実施に当たっては、関係法令に基づき、常に公正普遍かつ懇切丁寧な姿勢をもって臨み、指定障害福祉サービス事業者等から理解と積極的かつ自主的な協力が得られるように配慮する。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月22日から施行する。

附則（平成18年7月14日一部改正）

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

附則（平成19年7月20日一部改正）

この要綱は、平成19年7月20日から施行する。

附則（平成25年12月26日一部改正）

この要綱は、平成25年12月26日から施行する。